

2014年10月14日
全国港湾14発第19号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長

糸谷 欽一郎



14 春闘協定の履行実施に向けた「実態調査」について

標記に関して、協定履行に向けた実態調査を下記について取り組みます。産別最賃・週休二日制・時間外分母・定年制の課題は実現年次を確定した協定(下記項目を参照)であり、その履行完全実施を求めて追及することが求められています。そのため、完全実施を求めるうえで、各単組や地区に組織されている組合の実態調査を行います。併せて、実現に向けての方向性や協議経過等も記載願います。また、地区団交権の確立に向けた状況も調査願います。各単組は別紙調査票にて報告のこと。なお、不明な点は、全国港湾/調査部まで連絡のこと。

1. 産別最賃について

14春闘協定2.(2)=産別最低賃金については、160,000円(日額6,960円)とする。適用地域(港)及び適用労働者は、現行通りとする。

2. 週休二日制について

14春闘協定2.(3)=週休二日制について、6大港の船内・船側沿岸以外の港湾労働者及びその他の港湾労働者は、4週6休以上とする。
なお、2020年度までに全港・全職種週休二日の実現できるよう指導する。

3. 時間外算定基礎分母について

14春闘協定2.(4)=時間外算定基礎分母については、6大港の船内・船側沿岸労働者は150時間とする。ただし、その他の港湾労働者も同様となるよう1年につき1時間減を目途に2025年度までに実現出来るよう指導する。

4. 定年制について

14春闘協定2.(5)=港湾労働者の定年については、高齢者雇用安定法に基づき理解すると共に、会員各社に対し遅くとも厚生年金の支給開始年齢に対応できる定年制を検討するよう指導する。

5. 地区団交権について

14春闘協定4.(1)=地区協議体制の確立問題について

- ①北海道・東北・日本海地区については、比較的当該労使が明らかな実態を踏まえて、協議体制について当該地区で協議する。
- ②その他の地区については、組織実態から地区単位は困難であるが、当面、港単位での協議体制について当該労使で協議する。
- ③上記2点の協議状況について労使政策委員会が必要に応じ関与し、適切なアドバイスを行う。

以上の1.～4.項目は単組中心に、5.の地区団交権確立については地区港湾に記入をお願いします。尚、調査期間は11月末日とします。

以上

<添付> 14春闘協定の履行に向けた「実態調査」表